

質問と回答（騒音地域における環境整備調査委託）

NO	質問事項	質問の趣旨について	回答
1	○「騒音地域」の定義について	・仕様書に記載される騒音地域とは、「騒防法第1種区域」と理解してよいか。	・「騒音地域」は航空機騒音の影響を受ける地域と考えていますが、本業務において、明確な定義付けは行っていません。なお、調査対象区域は、成田市内全域とし、騒防法第1種区域を重点区域として設定しています。
2	○仕様書 令和5年(7)「事業候補地」について	・事業候補地の選定範囲は、上記「騒音地域」と理解してよいか。	・事業候補地の選定範囲に制限は設けていません。調査対象区域は、成田市内全域とし、騒防法第1種区域を重点区域として設定しています。
3	○仕様書 令和5年(4)「アンケート」について	・アンケート調査の実施手法については、郵送によるアンケート調査を想定しているか。 ・その場合、調査対象の騒音地域住民名は、市から提供されると理解してよいか	・仕様書「5.令和5年度業務の内容（4）騒音地域における地域振興のニーズ把握」におけるニーズ把握の手法としては、ヒアリングやアンケートを想定していますが、ニーズを的確に把握する効果的な手法があれば提案をお願いいたします。 ・郵送によるアンケートを実施する場合は、市から宛先等に係る情報を提供します。
4	○仕様書 令和5年(4)「地連協」について	・地域連絡協議会の部会は、中郷、久住、豊住、遠山、下総、大栄の6部会と認識していたが、仕様書で5部会とした理由があれば、ご教示願いたい	・令和5年4月1日時点で成田空港騒音対策地域連絡協議会に設置されている部会は、遠山・久住・中郷・豊住・下総の5部会です。